

令和 6 年 4 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 6 年 4 月 26 日（金） 午後 3 時 30 分～午後 4 時 35 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 地下 第 5 会議室

3. 議 事

- 日程第 1 報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 4 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員（11 名）

1 番 鈴 木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵 美 子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	9 番 田 村 範 行	11 番 星 野 邦 夫
12 番 星 野 文 雄	13 番 小 林 利 信	

5. 欠席した農業委員（2 名）

8 番 関 口 裕 10 番 深 澤 良 朗

6. 出席した農地利用最適化推進委員（12 名）

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
4 番 大 塚 孝 一	5 番 奥 澤 孝 太 郎	7 番 尾 澤 勝
8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘	10 番 武 裕 士
11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一	13 番 星 野 健 一

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（1 名）

6 番 小 倉 正 範

8. 出席した事務局職員（4 名）

事務局長 山 銅 敏 男	事務局長補佐 高 橋 潤 一
係 長 山 本 賢	主 査 松 嶋 広 晃

事 務 局 それでは、定刻前ではございますが、4 月の人事異動で職員が変わりましたので、それぞれ自己紹介をさせていただきます。（事務局職員それぞれ自己紹介）
それでは、これより令和 6 年 4 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者は、農業委員「8 番 関口委員」、「10 番 深澤委員」、農地利用最適化推進委員「6 番 小倉委員」の 3 名です。また、遅れてくる委員は、農地利用

最適化推進委員「10 番 武委員」の 1 名です。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 11 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 11 名となります。

それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 改めまして皆さんこんにちは。本日も案件がいくつもございますが、みなさんのご協力のもと、スムーズに議事を進めたいと思っております。また、新しく変わりました職員の皆さんとこれからやっていきますので、よろしくお願いいたします。甚だ簡単ではありますが、開催の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

議 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 6 年 4 月 26 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 会期は令和 6 年 4 月 26 日、一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「3 番：石原 郷士 委員」と「4 番：岩崎 十三江 委員」の両名にお願いいたします。

議案第 1 号

議 長 日程第 1 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 6 年 4 月 26 日提出。みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は 3 件ございます。
番号 1 番。受け人、渡し人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑、売買。現在、農業を営んでいますが、申請地を譲り受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。

番号 1 番

議 長

説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

事 務 局

続きまして番号 2 番。受け人、渡し人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、計 9 筆、売買。農地所有適格法人として設立し、これから本格的に法人として農業生産活動に取り組むため申請するもの。

番号 2 番

議 長

説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

金子推進委員

作物は何を生産するのか。

事 務 局

春、秋のじゃがいも、早生の枝豆、ほうれん草ということで計画が出ています。

議 長

ほかにご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

事 務 局

続きまして、番号 3 番。受け人、渡し人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、売買。農地所有適格法人として設立し、これから本格的に法人として農業生産活動に取り組むため申請するもの。

番号 3 番

議 長

説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

議 長 日程第 2 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 6 年 4 月 26 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 1 件ございます。
番号 1 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町上神梅、畑、管理舎建設用地。現在、市外にて畜産業を営んでおり、豚舎の管理舎として利用したく申請するもの。農振法 8 条 2 項該当、第 2 種農地。
以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、大間々第 17 区の担当委員が休みのため、現地確認に行った鈴木委員より説明をお願いします。

1 番委員 1 番、鈴木です。地図の 1 番をご覧ください。現地は大間々町上神梅地内にあります赤城口マンド別荘地西側から西へ 400m ほど直進した場所で、豚舎の管理舎と駐車場に利用するものです。現地は農地として問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

小林推進委員 これは農地からほかのものに変えるのですか。それとも農地のままなのか。

事 務 局 通常青地ですと農地転用できませんが、計画の中でこちらにつきましては、畜産業ということで農業用施設となりますので、青地でも許可ができる内容になっております。課税上は、農業用宅地として取り扱われます。

議 長 ほかにご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

議 長 日程第 3 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

令和 6 年 4 月 26 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 3 件ございます。始めに、番号 1 番から番号 3 番を説明します。

番号 1 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑、分家住宅用地、使用貸借。現在、市外にて居住しておりますが、祖父より申請地を借り受け、分家住宅を建設したく申請するもの。第 3 種農地。

番号 2 番。受け人、渡し人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑、一般住宅用地拡張、売買。現在、市内にて居住しておりますが、自宅への進入路が手狭なため、申請地を進入路として利用したく申請するもの。宅地 379.54 m²と一体利用、第 3 種農地。

番号 3 番。受け人、渡し人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、建売住宅用地、売買。現在、市外にて不動産業を営んでおりますが、閑静で恵まれた環境にある申請地に、建売住宅を建設したく申請するもの。第 3 種農地。

以上、3 件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長 番号 1 番について、笠懸第 10 区の担当委員より説明をお願いします。

4 番 委 員

4 番、岩崎です。地図の 2 番をご覧ください。申請地は、西鹿田の通りを南下し、ローソンを左折したあと最初の T 字路を北に進んでいただき、50m くらいの場所になります。まわりも宅地化が進んだ場所であり、問題ないと思います。
慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長 番号 2 番について、大間々第 13 区の担当委員より説明をお願いします。

12 番委員 12 番、星野です。地図の 3 番をご覧ください。場所につきましては、星野物産の南側の通りを東側に 700m ほど進み、五叉路を右折し 100m、県道如来堂線沿いになります。現在若干の草は生えていますが、大きな問題はないと思いますので、慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

番号 3 番

議 長 番号 3 番について、笠 5 区の担当委員より説明をお願いします。

9 番委員 9 番、田村です。地図の 4 番をご覧ください。申請地は、笠懸北小学校西門を北に 50m ほど先の左側になります。場所には柿、梅、びわが植えてあるが、下の方はほとんど耕作されていない状況で、まわりが道なので問題ないと思いますが、慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号

議 長 日程第 4 議案第 4 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 4 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、みどり市農用地利用集積計画の決定依頼があったので、決定を求める。
令和 6 年 4 月 26 日提出。みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が 11 件、再設定が 2 件ございます。はじめに、新規設定から説明します。

「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」
「設定する利用権」は記載のとおりになります。

事務局

新規設定。

番号1番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

番号2番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも田になります。

番号3番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

番号4番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

番号5番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

番号6番。東町神戸、台帳、現況とも田になります。

番号7番。東町神戸、台帳、現況とも田になります。

番号8番。東町神戸、台帳、現況とも田になります。

番号9番。東町神戸、台帳、現況とも田になります。

番号10番。笠懸町久宮、台帳、現況とも畑になります。

番号11番。笠懸町久宮、台帳、現況とも畑になります。

新規設定11件の地積合計は、14,107㎡となります。

以上11件の審議について、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。新規設定、番号1番から番号11番につきまして、
ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長

意見等ないようですので、新規設定、番号1番から番号11番について採決をいた
します。新規設定、番号1番から番号11番について、原案のとおり決定すること
に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員と認め、新規設定、番号1番から番号11番は可決いたします。

議長

それでは、再設定の利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

続きまして、再設定についてご説明します。2件でございます。

「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」
「設定する利用権」は記載のとおりになります。

再設定。

番号1番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。

番号2番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも田になります。

再設定2件の地積合計は、3,458㎡となります。

以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。再設定、番号1番から番号2番につきまして、
ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、再設定、番号 1 番から番号 2 番について採決をいたします。再設定、番号 1 番から番号 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、再設定、番号 1 番から番号 2 番は可決いたします。

議 長 ありがとうございました。これですべての審議を終了しましたので、令和 6 年 4 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 6 年 4 月 26 日 午後 4 時 00 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人
会 長

小林 利信

3 番委員

石原 郷士

4 番委員

岩崎 十三三